

戸籍・住民票(写)等交付申請書(郵送用)

《注》誓約書への署名の他、委任状が必要となる場合があります。

(宛先)奈良市長

年 月 日

申請者	住所		申請者はどなたですか	
	屋間の連絡先(Tel)	-	住	<input type="checkbox"/> 本人・同一世帯員 <input type="checkbox"/> 代理人(続柄) ※ <input type="checkbox"/> その他() ※
	氏名	フリガナ	戸籍	<input type="checkbox"/> 本人又はその配偶者 <input type="checkbox"/> 直系尊属・卑属(続柄)) <input type="checkbox"/> その他() ※
	生年月日	年 月 日生	※誓約書への署名の他、委任状が必要です。	
	使用目的		提出先	

●不正な目的に使用される恐れのある申請を受けた時は30万円以下の罰金に処せられます。●申請時に申請の根拠となる資料等を確認させていただきます。

※ 戸籍・除籍・改製原戸籍は、戸籍法により戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系尊属・卑属以外の方からは請求できません。その他の方からの請求の場合は委任状が必要です。誓約書にもご記入ください。
 ※ 本籍が奈良市でない場合は戸籍謄抄本等の交付はできません。(一部証明を除く)

戸籍等	どなたの証明が必要ですか		何が必要ですか		手数料	
	本籍	奈良市	戸籍	全部事項証明(謄本)	通	450円
				個人事項証明(抄本)	通	450円
	筆頭者	年 月 日生	改製原戸籍	謄本	通	750円
				抄本	通	750円
	必要な方の氏名	年 月 日生	附票	全部	通	300円
				一部	通	300円
	【抄本や独身証明書等を申請される場合】		※必要な住所がある場合は下記にご記入ください。			
	□申請者と同じ		() から () までの履歴			
	年 月 日生		受理・不受理証明	届出日	年 月 日	350円
年 月 日生		婚姻・離婚・出生・その他()		通	350円	
年 月 日生		届書記載事項証明	届出日	年 月 日	350円	
年 月 日生		死亡・その他()		通	300円	
		後見の登記及び破産手続等の通知を受けていない証明		通	300円	
		独身証明書		通	300円	
		出産一時金・その他()		通		
特に必要な内容があれば下記にチェックのうえ、ご記入ください。					最近の戸籍届出の有無	
□()の死亡の記載があるもの					□あり □なし	
□()の【出生・婚姻・()】から【婚姻・死亡・()】まで					年 月 日に	
□その他()					()届を ()役所に提出	

※ 本人・同一世帯員以外の場合は委任状が必要です。併せて誓約書にもご記入ください。

住民票等	どなたの証明が必要ですか		何が必要ですか		手数料			
	住所	□申請者と同じ	世帯主の氏名	□申請者と同じ	住民票	世帯全員	通	300円
		奈良市				世帯一部	通	300円
	※世帯一部の住民票が必要な場合は、その方の氏名・生年月日下記にご記入ください。		改製原住民票	世帯全員	通	300円		
	※転出・死亡等により除かれた方の記載が特に必要な場合は、必要な方の氏名もご記入ください。			世帯一部	通	300円		
	氏名	□申請者と同じ	氏名	その他	記載事項証明	世帯全員	通	300円
		年 月 日生			年 月 日生	世帯一部	通	300円
	住民票の写しは下記の事項を省略して交付します。記載が必要な場合は☑をつけてください。					合計		
	●日本人の方		●外国人の方					
	□本籍地・筆頭者		□国籍・地域		□在留カード等の番号	□カタカナ表記名		
□世帯主氏名・続柄		□実質住民日		□第30条の45規定項目	□通称履歴			
□履歴(平成27年9月24日以降の履歴のみ)		□世帯主氏名・続柄		↳(区分・在留資格・在留期間・満了日)				
□その他()		□履歴(平成27年9月24日以降の履歴のみ)		□その他()				
					円			

誓約書

申請・申出書に記載の使用目的により各種証明書等の交付を申請・申出しますが、人権やプライバシー保護のため、これにより知り得た内容については、目的以外に一切使用しないことを誓約します。

(宛先)奈良市長

年 月 日

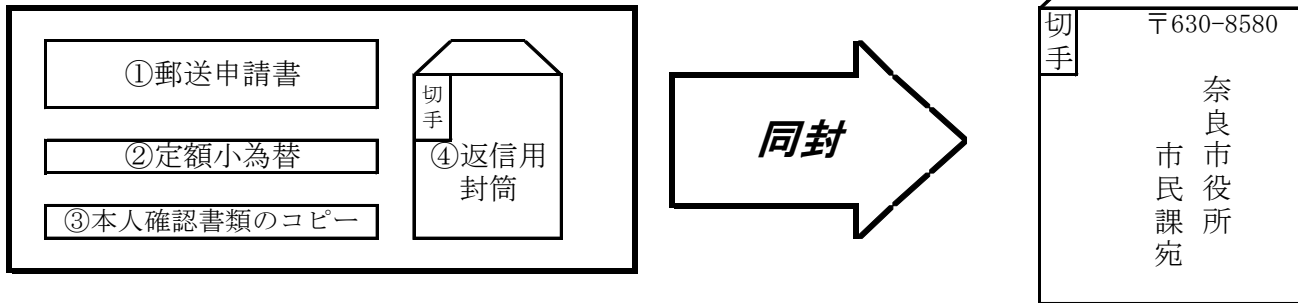
住所

氏名(署名)
(委任を受けた方)

署名でない
場合は押印

【同封していただくもの】

- ① 戸籍・住民票(写)等交付申請書(郵送用)
- ② 手数料分の定額小為替
- ③ 本人確認書類のコピー (※申請者と戸籍に記載されている方との関係が市役所で確認できない場合、関係を証明する戸籍のコピーも必要になる場合があります。)
- ④ 返信用封筒



※ 申請にあたって

- 1 手数料は、定額小為替証書（郵便局等で購入してください。）をお願いします。
 - 2 返信用封筒には、切手を貼って返信先の住所等を必ずお書きください。（返信先は住民登録地に限りです。）
 - 3 申請者本人を確認できる書類（運転免許証・住基カード・個人番号カード・パスポート・保険証・その他）の写しを同封してください。（※パスポートの写しを同封される場合は、住所の確認ができる本人確認書類の写しをもう一点同封してください。）
 - 4 戸籍等については、本籍地以外では交付できません。
 - 5 戸籍・除籍・改製原戸籍は、戸籍法により戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系尊属・卑属以外の方からは請求できません。その他の方からの請求の場合は委任状が必要です。誓約書にもご記入ください。
 - 6 「受理証明書」、「後見の登記及び破産手続等の通知を受けていない証明」、「独身証明書」等を本人以外の方が請求されるときは、本人の委任状が必要です。誓約書にもご記入ください。
 - 7 奈良市の戸籍及び戸籍の附票については、平成24年11月3日付で電算化による改製を行っております。（旧都祁村は平成11年2月27日に改製。）これより前に死亡や婚姻などで除籍になった方については、電算化後の戸籍に記載されません。必要な方は改製原戸籍をご請求ください。なお、改製された戸籍の附票、除籍後5年が経過した附票は保存年限経過のため交付できない場合があります。
- * 不正な目的に使用される恐れのある申請・申出には応じられません。
- * 偽りその他不正の手段により交付を受けた時は30万円以下の罰金に処せられます。